

# 1. 被災者生活再建支援制度について

## 平成19年度制度改正後の主な動き

- H19.11 被災者生活再建支援法改正(議員立法)、被災者生活再建支援制度の適用要件拡充(政令改正)
- H22. 9 被災者生活再建支援制度の適用要件拡充(政令改正) ※現行の制度に
- H23. 2 「被災者に対する国の支援のあり方に関する検討会」第1回目(～H24.3)
- H23. 7 東日本大震災に限り、国の補助率を引き上げ(財特法改正) ※国の補助率1/2→4/5
- H24. 3 「被災者に対する国の支援のあり方に関する検討会」 中間整理 (参考:別紙1)
- H25.10 災害救助法が厚生労働省から内閣府に移管
- H25.10 「被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会」設置
- H25.12 「最近の竜巻等突風被害を踏まえた被災者支援の推進に関する提言」 (参考:別紙2)

## 本検討会におけるこれまでの議論等

平成25年11月  
第2回検討会

- 被災者支援に関する基本的な理念・方針
- 被災者支援における「自助・共助・公助」の関係
- 国・地方の役割分担

平成25年12月  
第3回検討会

- 被災者生活再建支援制度について

平成25年12月

- 「最近の竜巻等突風被害を踏まえた被災者支援の推進に関する提言」

平成26年5月  
第6回検討会

- 地方公共団体委員等からのヒアリング

・上記に加えて、他の回においても、被災者生活再建支援制度について、各委員からご意見をいただいている。

・「提言」を踏まえて、内閣府事務局においても、関係機関との調整、都道府県庁への訪問、全都道府県の被災者生活再建支援制度担当者や災害救助法担当者等を対象にした説明会の実施などを通じて、制度の周知等に努めてきたところ。

・平成26年5月1日現在、支援法と同等の支援を行っている都道府県は、特定の災害への対応も含めて、16都道府県(参考:別紙3)。この他、複数の県において支援措置の構築を検討。

## (参考) 本検討会における委員からの主なご意見

### 1. 被災者生活再建支援制度のあり方について

#### ○ 被災者生活再建支援制度のあり方について

(主なご意見)

- ・支援対象とならない被災者が気の毒であることは心情として理解するが、公的資金を使う以上、ばらまきであってはならない。
- ・東日本大震災では、都道府県会館が基金を運営し、国が2分の1を補助するという本来の運用ができなかったことを踏まえ、首都直下地震等の大規模災害時の被災者支援の在り方を想定した議論をする必要がある。
- ・巨大災害が発生した場合、住宅再建が大きなポイント。その際財源が大きな問題になるが、被災者を放置することが許されない中で、どのように対応していくかについて検討していく必要がある。
- ・国の支援は国の支援としながらも、自分で対応しておく意識は非常に重要である。そこが基本としてあるべきで、すべて、県や国の支援をたよりにするという事ではない。
- ・国が行っている内容が生活再建の手法のすべてではないということを伝えることも必要。すべての住民が満足できなくても、納得を得ることが重要。そして、自助努力を促す制度設計である必要がある。

#### ○ 災害救助法の応急修理と被災者生活再建支援制度について

(主なご意見)

- ・被災者生活再建支援法や災害救助法を含めた全体的な見直しということが避けて通れない。全体を包含するような議論を続けていく必要がある。
- ・災害救助法と被災者生活再建支援法をどのように整理していくかが重要。現物支給の原則といった本質的なところまで考えていく必要があると思われる。
- ・被災者生活再建支援法が適用されなくても、結果的には公平に支援されるのではないか。むしろ、同じ災害で、都道府県の判断により、災害救助法が適用されていない市町村があることの方が問題。切れ目ない支援という観点からも、災害救助法の適用が被災者生活再建支援法の適用の前提として考えるべきではないか。

## 2. 国と地方の役割分担等について

### ○ 同一災害による被災者の支援について

(主なご意見)

- ・同じ災害で被災者支援に差はあるべきではなく、総合的な支援を行うべき。
- ・被災者生活再建支援法と災害救助法をはじめとする他の支援との違いが正確に理解されていない。また、一定の要件があることも十分に周知されていないことが、全壊世帯に対する支援に差が出る原因となっているように誤解されていることも問題である。
- ・全壊に対する支援は平等であるべきと考えている。また全壊戸数が多いということは地域へのダメージが大きいということであるので全体に対する支援も考える必要がある。
- ・報道でも被災者生活再建支援法が適用されたか否か、その結果として不公平になっているか否かでしかなく、支援施策全般が説明されていないことが不公平感を生み出す大きな要因になっている。自助、共助、公助を理解し整理するためには、国が用意している様々な支援策をセットにしなが、自助や国・都道府県の役割を整理して、理解してもらう努力が必要である。

### ○ 被災者支援の役割分担について(災害対策基本法等を踏まえて)

(主なご意見)

- ・既存の制度の考え方や枠組みを変えない、ということの解釈が2通りとなっている。1つは、支援法適用の世帯要件を変更することが既存の制度の考え方や枠組みの変更につながるという意見。もう一つは都道府県の互助精神による支援を超えて新たな制度を作ること自体が既存の枠組みの変更につながるという意見。これについての整理が必要。
- ・大規模災害は生活再建のために非常に大きな業務量を必要とすることを意識しなければならない。一方、小規模災害は国が関与しないということではなく、財政負担は行わなくても、小規模災害ほど、国が助言を行う事で、枠組みが整理されて全体の能力が上がってくれば、自治体間応援が広がっていき、それが防災の向上につながるのではないか。
- ・市町村で対応できない被害が発生した場合には、都道府県が対応する。それでも対応が困難な場合には支援法を適用して国が担保するという現在の枠組みは確保すべきである。基本的には都道府県による支援措置で対応すべきであり、それを何らかの条件が変化して全壊戸数が一定以下であっても支援法を適用して国が支援をしなければならないという理由が明確でない。都道府県で解決策を考え、実行していかなければ、国としてどうこうという問題ではない。

### 3. 被災者生活再建支援制度について

(主なご意見)

- ・現制度の趣旨は都道府県が互助の精神で一義的な責任をもって決めるというものであり、全国知事会の要望の内容についても、単一県で起きる豪雨災害などの小規模な災害を新たな支援対象とするということにはならない。一方で、今回の竜巻災害のような広域に点在するが全国的に災害規模を見れば支援法の適用になるものが、市町村単位という線引きの中で拾えない。そのため、広域的な自然災害が発生した場合、とらえ方の問題であるので、全国で見れば、従前の市町村単位で対象範囲を選定するという考え方を変えるのがよいと思う。
- ・国が補助すれば自治体としては助かるかもしれないが、竜巻だけではないが、何らかの被害が発生した場合に、現行の枠組みで市町村や都道府県では支援が行えないという正当な理由が見えてこない。現在15都道府県において、支援法と同等の支援措置を実施しているが、これを全都道府県に拡大すること本来あるべき姿で有る。
- ・全国知事会からの要望の枠組みとした場合、都道府県と国もともに拠出するのかという問題がある。一方で、都道府県としては、相互扶助の制度をつくっているのだから、できればこの制度の中でやっていきたいと思っている。したがって全国知事会からの要望の枠組みを最善として、それが困難であれば、当面の間の次善の案としては財団法人都道府県会館(被災者生活再建支援法人)による、支援法の適用対象外の被災者に対する新たな支援を実施することもあるように思う。
- ・市町村、県、国という段階的な支援への関わり方については理解しており、現在の制度もそのようになっている。今回の全国知事会の要望は、市町村、県、国という段階的な支援の関わり方の体制を崩すというのではなく、「同一災害」であるものは、市町村単位では適用対象外であっても全国レベルでの互助を必要とする災害として考えるという内容であろうと思う。要望段階だが、都道府県が2分の1を負担することについて合意ができていると思う。
- ・被災者生活再建支援制度創設時に、基金を積み立てて出た運用益で各年の適用災害への支援をやりましょうと。それは当然、国の2分の1の補助がセットということで、都道府県の合意を得たのが互助制度の根本。財団法人都道府県会館(被災者生活再建支援法人)による、支援法の適用対象外の被災者に対する新たな支援について、運用益だから好きなように使っていいとすることは、法的に可能かもしれないが、物の考え方としてはいかがなものか。
- ・被災者生活再建支援法は、都道府県の活動について何らかの規定を設けているわけではない。すでに、被害を受けた市町村と都道府県の協力の下に行う被災者支援の活動は、15の都道府県で実施しているものであり、これを広げていくことこそが重要であり、被災者生活再建支援法やその施行にかかる政令などは改正すべきではない。